

# 練馬区基本構想

昭和 52 年 10 月

練 馬 区

# 目 次

第1部	新しい練馬のすがた	1
	— 緑に囲まれた静かで市民意識の高いまち —	
第2部	明日の練馬をめざして	4
第1	緑に囲まれた安全で快適なまち	4
1	生活環境の基盤づくりをすすめる	5
2	地域生活施設を体系的にととのえる	6
3	緑におおわれたうるおいのある生活空間をつくる	7
4	生活環境優先の土地利用をすすめる	8
5	公害のない清潔なまちづくりをすすめる	9
第2	健康と生きがいにあふれるまち	10
1	社会的に弱い立場にある人びとの生活を守る	10
2	区民の健康を守る	12
第3	安定した経済生活が営まれるまち	15
1	消費者の権利を確立する	16
2	区内商工業の安定と向上をはかる	16
3	区内農業の安定と向上をはかる	17

第4	情操豊かな子どもと高い文化をはぐくむまち	18
1	明日の区民を育てる	19
2	区民文化を創造する	19
第3部	区民主体による課題の実現	21
第1	行財政運営の民主的展開	21
1	区の自治を強化する	21
2	行政の民主化と地域化をすすめる	22
3	職員の創意に支えられた区政をつくる	22
4	情報の公開と交流につとめる	23
第2	区民自治の展開	24
1	区民主体による地域社会づくりをすすめる	24
2	区民のボランティア活動（自発的奉仕活動）をすすめる	24
3	区民参加を定着させる	25

## 第1部 新しい練馬のすがた

### — 緑に囲まれた静かで市民意識の高いまち —

練馬は、長い間、緑ときれいな水に恵まれた自然の中にあつた。江戸から東京へ、そして東京が日本の政治・経済・社会・文化の中心となるにつれ、かつて武蔵野の「むら」であつた練馬は、この30年の間に、大都市圏の一部に組みこまれ、いまや50万人をこえる人口をもつ「まち」に膨張した。

とくに、高度成長による急激な発展は、生活の利便さを増大したものの、練馬を都市としての基盤整備のともなわないまま無秩序に膨張させ、物質偏重の考えを生み、人間と自然との結びつきや人間相互の心のふれあいさえも希薄にした。さらに練馬以西の急速な都市化によって、このまちは、おびただしい人と車の絶え間のない通路となった。

そこから、交通問題や福祉のたちおくれなどもろもろの問題が発生し、練馬は困難な課題をかかえた、まとまりのない都市となってしまった。

しかも、区民は、このような問題を自主的に解決するための組織と権限をもたなかつた。それは、都区一体性の原則によつ

て、区民の自治権を制限してきた特別区制度のもとにあったからである。

こうした中で、区民は、他の特別区に先立って、自治権確立の運動をつづけ、区長公選制をはじめとする特別区制度の改革を実現した。練馬は、住民自治にもとづく新しいまちづくりの道を歩みはじめた。しかし、現在の自治制度のもとでは、自治体の権限はなおあまりにも制限されている。このため、さらに区の自治権拡充を求めていかなければならない。

いまこそ、区民は、高い市民意識をもった区の主権者として、貴重な緑を守り、都市のひずみを解消し、自由で連帯感のある地域社会を創り出さなければならない。それは、とりもなおさず、大都市社会の中で失われつつある人間性を回復し、真に人間らしい生活を確認するということになるのである。区は、区民の総意にしたがいこれを方向づけ、その実現のために創意と情熱をもって努力する。

この構想の根本は、憲法をくらしに生かすことを基調にして、区民一人ひとりの基本的人権を尊重し、平和と民主主義を守り、真の住民自治を確立することにある。

かくて、新しい練馬は、「緑に囲まれた静かで市民意識の高

いまち」をめざすものである。

それは、

- 1 緑に囲まれた安全で快適なまち
- 2 健康と生きがいにあふれるまち
- 3 安定した経済生活が営まれるまち
- 4 情操豊かなこどもと高い文化をはぐくむまち
- 5 区民が主体となって区政を推進する連帯のまち

という5つの目標の実現によって、達成されるものとする。

## 第2部 明日の練馬をめざして

### －基本的方向と課題－

#### 第1 緑に囲まれた安全で快適なまち

##### －生活環境の整備－

首都東京の市街地拡大にともない、練馬は田園地域から郊外住宅地域へ、そして大都市圏の中の間住宅市街地へと急速に変ぼうした。都心部に近い練馬地区を中心とする区の東南部では、すでに過密のひずみがあらわれている。他方、石泉地区を中心とする区の北西部は、農地と無秩序に発展した住宅地の入りまじった未完成の地域のままであり、生活環境上の課題も多く残されている。

練馬をふるさととして愛している区民、住みよい場所を求めて練馬に移り住んだ区民の期待にこたえて、自然と調和した人間優先の生活環境づくりをすすめ、個性豊かな住みよい地域社会をつくる。

このため、区は区民とともに、住みよい生活環境の基盤をつくり、地域生活施設を体系的にととのえ、緑におおわれたうる

おいのある生活空間を確保し、さらに、生活環境優先の土地利用をすすめる、公害のない清潔なまちをめざす。

## 1 生活環境の基盤づくりをすすめる

(1) 区民が、安全で快適な日々の生活を営むことのできる住みよい地域社会を建設するため、都心区との格差の是正につとめるなど、基盤づくりをすすめる。

(2) 上下水道、ゴミ処理、都市ガスなどの基礎的な都市サービスを区内全域にゆきわたらせる。

(3) 災害に強い安全な都市づくりをすすめる、さらに地域防災態勢を確立する。

とくに、大震火災に対しては、区民の安全な避難や初期消火、情報伝達などの態勢をととのえ、救護物資の確保をはかるなど、常日頃から準備をすすめる。また、出水の危険がある地域については、河川を改修するなど、水害の防止につとめる。

(4) 過度の自動車利用を抑制し、歩行者優先と大衆輸送機関優先を原則とする交通網を整備する。

ア 地下鉄網とバス路線を整備し、新しい交通システムの



導入につとめ、交通不便地域の解消をはかる。

とくに、南北交通網を整備し、区民の日常生活の足の確保につとめる。

イ 生活道路は、歩行者の安全と近隣生活の場としての快適性を確保するとともに、消防活動やゴミ収集などが、円滑に行えるよう整備する。また、生活道路から通過交通の排除をはかる。

ウ 通過交通を主体とする幹線道路については、区民の生活を圧迫しないよう道路構造や沿道環境の整備につとめる。

## 2 地域生活施設を体系的にととのえる

(1) 区民の日々の生活の基礎となる健全な地域社会単位を形成する。このために、区民生活の場は、①学校区をはじめとする近隣生活圏としての「近隣住区」、②その近隣住区を包含する地域活動と行政の接点としての「住区」、③住区を包含する行政サービス圏としての「地区」、④練馬生活圏としての「全区」のそれぞれの段階で体系的に整備する。

(2) 地域生活施設をそれぞれの段階の核として整備する。既存施設の多目的利用はもちろんのこと、これらを含めて身近な地域生活施設を近隣住区単位に整備する。また、それらを包含する住区の核として、出張所の機能を拡充した地域自治センターをつくり、区民の自主的活動の条件づくりをすすめる。

さらに、練馬生活圏の中心的機能をはたす地域をつくり、それを核として、総合的な地域整備をすすめる。

(3) 区民が、地域生活施設を気軽に利用して日々の生活を豊かにできるよう、それぞれの施設を結ぶ道路を整備する。

### 3 緑におおわれたうるおいのある生活空間をつくる

(1) 緑は、自然の象徴として、人間生存の基盤をなすものであり、区民が健康で快適な生活を営んでいくうえに欠くことのできないものである。区民と区はたがいに協力して、緑の保全と回復につとめ、自然環境と調和のとれた生活空間を確保する。

(2) 公共施設の緑化をすすめ、あわせて民間施設の緑化を奨励する。

(3) 自然の林を残し、公園をつくり、街路樹を植えるなど、  
緑の豊かなまちをつくる。

#### 4 生活環境優先の土地利用をすすめる

(1) 土地は、もともと根幹的な生活基盤である。その利用の  
しかたは、区民の生活環境に直接影響をおよぼす。

このため、生活環境優先のまちづくりをめざし、住宅地、  
商業地、工業地の混在をさけ、それぞれの地域の特色を生  
かした土地利用をはかる。

(2) 市街化された地域および駅周辺地域は、それぞれの実情  
に適した再開発と修復的な改造をすすめ、都市の機能をよ  
みがえらせる。市街化進行中の地域は、無秩序な開発を防  
止し、農地などのオープン・スペースを保全して、緑豊か  
な生活環境を確保する。

とくに、地域の生活環境の悪化につながる小規模開発に  
ついては、これを極力規制する。

(3) グラント・ハイツ跡地およびキャンプ朝霞跡地は、緑の  
多い文化的なまちとし、その周辺地域と調和のとれた整備  
をすすめる。

(4) 区民一人ひとりの土地利用や建築活動は、地域の生活環境に影響をおよぼす。

このため、環境を悪化させる行為は自律的に抑制する。

## 5 公害のない清潔なまちづくりをすすめる

(1) 区民は、自動車公害をはじめとするもろもろの公害に苦しんできた。誰もが、青い空がひろがり、澄んだ水がながれ、静けさに囲まれたまちなかの生活を望んでいる。

このため、発生者負担の原則にたって、公害をとり除き、清潔なまちづくりにつとめる。

(2) 工場公害や日照公害などによって、居住環境が悪化するのを規制し、住宅地として調和のとれた環境づくりにつとめる。

(3) 関越自動車道や環状7号線などの幹線道路は、区民生活優先の原則にたって道路構造や沿道環境の改善をはかるなど、自動車公害の除去につとめる。

(4) 河川を浄化して清流をよみがえらせる。

(5) 区民と区は、ともに資源の尊さを自覚し、使い捨て思想を改め、みずからの廃棄物（汚水、ゴミなど）の排出抑制につとめる。

## 第2 健康と生きがいにあふれるまち

### －福祉と保健の充実－

区民生活に内在する貧困と不安を取り除き、誰にも健康で文化的な生活を営む権利が保障される明るい地域社会をつくる。

このため、区は区民とともに、こども、老人、心身障害者（児）、生活困窮者などの社会的に弱い立場にある人びとの生活を守り、社会参加をすすめるとともに、すべての区民の健康を守る。そして、誰もが、地域社会の重要な一員として人間性が尊重され、ゆとりと生きがいのある安心した生涯をおくることができるまちをめざす。

#### 1 社会的に弱い立場にある人びとの生活を守る

(1) 平等な社会生活を営むための基盤をととのえ、きめ細かい施策を区民生活のすみずみにゆきわたらせる。

このため、地域における福祉サービスの態勢づくりにつとめる。

(2) こどもをとりまく環境をととのえる

ア 明日の社会をになうこどもが、心身ともにすこやかに

成長するよう、こどもの地域環境を地域の人びとと一体となつてととのえる。

イ 保育需要の多様化に適応した保育を、幼稚園教育との関連を考慮してすすめる。

(3) 老人の不安を解消する

ア 老人が、生きがいのある生涯をおくることのできる地域社会づくりにつとめる。

イ 老人の生活と医療を保障して、老人の不安の解消につとめる。

ウ 老人を敬い、奉仕の精神を高め、老人の地域社会への参加をすすめる。

(4) 心身障害者（児）の社会参加をすすめる

ア 心身障害者（児）が、社会の一員として平等な社会生活を営むことのできる社会的環境づくりにつとめる。

イ 区民はすべて基本的人権を享有するという認識にたち、区民と区は一体となつて、あらゆる機会を通じて福祉教育をすすめ、心身障害者（児）の社会参加の道をひろげる。

ウ 心身障害者（児）の就労能力を高めて、その生活基盤

の確立につとめる。

(5) 婦人の社会的地位の向上につとめる

ア 地域社会における婦人の役割を認識し、婦人の社会参加の道をひろげる。

イ 婦人の社会的活動が容易になるよう、社会的環境づくりをすすめる。

(6) 不安定な生活をおくる人びとを守る

ア 失業、病弱、母子家庭などのため、生活困窮に陥った人びとに物心両面の援助を行い、生活の安定につとめる。

イ これらの人びとの就労能力を高めて、その生活基盤の確立につとめる。

2 区民の健康を守る

(1) 区民の健康は、区民、保健医療機関、区が協力しあわなければ守ることができない。

このため、三者が一体となって、健康教育をすすめるとともに、健康の増進、予防、医療、リハビリテーション（社会復帰）の一貫した地域保健医療態勢をととのえる。

(2) 保健所を地域保健サービスのかなめとして整備・拡充する。

とくに、専門職員の養成・確保につとめる。

### (3) 区民を病気から守る

ア 日常的な予防活動を着実にすすめ、区民を病気の不安から守る。

とくに、老人に対しては、福祉施策との連携を保ちつつ、日常的な対策をすすめ、老人の健康を守る。

イ 妊産婦と乳幼児の検診を充実して、母と子の健康を守る。

とくに、心身障害児の予防、早期発見、治療につとめる。

ウ 精神障害、難病、公害による被害などに苦しんでいる人びとに対しては、物心両面の援護をはかる。

### (4) 地域医療サービスの体系化をすすめる

区民が病気になったときは、ただちに十分な治療がほどこされるよう、休日・夜間の診療態勢を含めた地域医療サービスの体系化をすすめる。

とくに、高度で専門的な機能をもつ総合病院の誘致につとめる。

### (5) 環境衛生の保全をはかる

ア 良好な衛生状態が保たれた生活環境づくりをすすめる。

これを区民の高い衛生思想によって支えていく。



イ 区民の利用する食堂、プールなどの環境衛生施設を、常に衛生的な状態に保つようにつとめる。

ウ 有害食品を食卓から追放し、他の自治体とも連携して検査・指導態勢を確立する。

エ 区内に散在する空地や河川には大量のゴミが投棄され、ねずみや害虫の発生の温床となっている。

このため、区民と区はたがいに協力して、きれいな環境づくりをすすめる運動をひろげる。

### 第3 安定した経済生活が営まれるまち

#### －地域経済生活の向上－

練馬は、住宅地を背景にした大消費地域である。消費者と商工業・農業が、地域社会の中で、たがいに共存関係をつくるところに、安定した経済生活は営まれる。

区民の消費生活は、複雑な経済構造の中での物価の変動や、欠陥商品・有害食品などの増加によって、消費者の安全と利益を守らなければならない問題を多くかかえている。

区内の商工業は、区民生活に結びついた中小企業が中心であるが、激しい社会、経済環境の変化のもとで、不安定な経営状態にある。さらに、大型小売店舗の進出は、それに一層拍車をかけている。

区内の農業の生産環境は、都市化の進展によって悪化の一途をたどり、その経営が困難になってきている。

このため、区は区民とともに、消費者の権利を守り、区内産業の経営の安定と向上につとめ、そこに働く人びとの生活を守る。そして、区民誰もが安心して経済生活を営むことのできるまちをめざす。

## 1 消費者の権利を確立する

(1) 区民は、消費者として、欠陥商品や有害食品などから生活の安全を守り、みずからの判断で商品を選び、商品について情報を知らされ、また消費者問題について意見を反映する権利をもつ。

(2) 消費生活に関する情報を提供し、消費者意識の啓発をはかるとともに、消費者被害の救済につとめるなど、消費者行政を充実する。また、流通機構の改善によって消費生活の安定と向上をはかる。

(3) 区民は、情報を交換し、たがいに連帯して行動することによって、消費者の権利の実現につとめる。そして、生産者に対して対等の地位をもちうるよう努力する。

## 2 区内商工業の安定と向上をはかる

(1) 地元商工業の大部分を占める中小企業の経営の安定化・近代化のために、その指導・援助につとめる。

とくに、消費者の期待にこたえられるような商店街づくりをすすめる。

(2) 大型小売店舗などの区内への進出に対しては、地元小売

業の保護・育成の原則にたち、地域社会との調和をはかり  
つつ調整につとめる。

(3) 中小企業に働く人びとの生活の安定と福利厚生の充実に  
つとめる。

### 3 区内農業の安定と向上をはかる

(1) 都市環境と調和した近代的な都市農業の確立をめざし、  
農業基盤を整備して経営の安定をはかる。また、区内農産  
物を区民の消費生活に結びつける態勢の確立をめざす。

## 第4 情操豊かな子どもと高い文化をはぐくむまち

### －教育と文化の充実－

個人を尊重し、真理と平和を求め、勤労と責任を重んじ、自主的精神と豊かな情操をそなえた人間を育てる。普遍的でしかも個性豊かな文化の創造をめざす民主的な教育をすすめる、活力のある創造的な地域社会をつくる。

練馬は急速に発展し、新しい区民がつぎつぎと誕生したため、区民の生活意識と行動はきわめて多様であり、また区民としての連帯感がまだ十分に醸成されていない。しかし、区民の多くは、歴史的な遺産と武蔵野の自然が残っている練馬をみずからのふるさととして愛し、住みつづけることを望んでいる。

このため、区民と区は一体となって、明日の社会をにやう人間性豊かな区民を育てるとともに、地域住民としての連帯感を高め、練馬にふさわしい区民文化の創造をめざす。そして、ゆきとどいた教育と高い文化に支えられた教育文化都市練馬を築きあげる。

## 1 明日の区民を育てる

- (1) みずからの住む練馬をふるさととして愛し、青い空、澄んだ水、豊かな緑のもとで自然と人間の暖かいふれあいを深め、自律・協同の精神と豊かな情操をそなえ、創意と活力にあふれた区民を育てる。
- (2) 人間形成が、あらゆる機会と場において行われるよう、家庭教育、学校教育および社会教育を相互の連携のもとにすすめる。
- (3) こどもの教育環境をととのえ、豊かな人間性をめざし、一人ひとりの無限の可能性を引き出すよう、創造的な学習活動を展開する。
- (4) 心身障害児の教育については、福祉施策との連携を保ちつつ、その機会と場を確保し、すべての区民が、心身障害児に対する理解と認識をもつような啓発と普及をはかる。
- (5) 明日をになう青少年を育てるため、地域活動への参加をすすめるとともに、多面的な人間交流の機会と場を確保する。

## 2 区民文化を創造する

- (1) 区民文化の創造は、区民の連帯感を高め、区政を区民の

ものにする活力の源泉である。

区民は、自主的な文化活動を通じて区政への関心を高め、個性豊かな地域社会をつくる。

- (2) 区民の学習する権利を保障するとともに、レクリエーションやスポーツ活動を促進するため、いつでも、どこでも、気軽に利用できる機会と場を、既存施設や民間施設の利用も含めて体系的に確保する。その管理・運営にあたっては、区民主体の態勢をととのえる。

とくに、そのかなめとして総合的な区民文化施設を設ける。

- (3) 練馬の自然を舞台として、祖先が歴史的に築いてきた文化遺産は、区民一人ひとりが現在を生き、未来の区民文化を創造するための貴重な資産である。

このため、文化遺産の保存・活用をはかり、これらと自然とによって構成される歴史的環境の保全につとめる。

## 第3部 区民主体による課題の実現

— 区民が主体となって区政を推進する連帯のまち —

### 第1 行財政運営の民主的展開

#### 1 区の自治を強化する

- (1) 区は、区民とともに、昭和50年の特別区制度の改革をさらにおしすすめ、区民に身近な行政サービスについては、基礎的自治体である区で総合的に行えるよう、事務分担の明確化と行政自治権の拡充をさらに国や都に求める。
- (2) 区は、区民とともに、基礎的自治体の行政が円滑に運営されるよう、国に対して財源の拡充を求め、財政自主権の確立につとめる。とくに、周辺区の実情に対応しない都区間の財政の仕組の改善をはかる。
- (3) 区は、施策の遂行にあたっては、地方自治の本旨にもとづいて、区民の立場にたち、自主的に法令を解釈し、立法自治権を積極的に活用する。
- (4) 都および隣接区市など、他の自治体との連帯を深め、広域的な課題や共通する問題の解決につとめる。



- (5) 区の権限をこえて、区民生活に重大な影響を与える問題については、区みずから区民の立場にたち、区民とともに解決につとめ、さらに国や都にその解決を求める。

## 2 行政の民主化と地域化をすすめる

- (1) 区民の期待や要望に的確にこたえられるような行政をすすめるため、区の機構や態勢をととのえ、行政の民主化・能率化・総合化を推進する。
- (2) 区民の福祉を実現するために必要なシビル・ミニマムを確立し、計画的な行政をすすめる。
- (3) 区民の生活の場である地域の特性に応じた行政を推進するとともに、地域社会での区民の自治活動を容易にするための態勢づくりにつとめる。

## 3 職員の創意に支えられた区政をつくる

- (1) 区民主体による区政を推進していくうえで、職員の果す役割は大きい。

この認識にたって、職員の創意とエネルギーを結集して、民主的な行政をすすめる。

(2) 区は、職員の自主的研修をうながして、その自発性の開発につとめ、区民の期待や要望に的確で柔軟にこたえられる職員を養成する。

#### 4 情報の公開と交流につとめる

(1) 区民自治と区民参加の源としての情報の重要性を考え、区政についての情報を公開し、つねに区政を開かれたものとする。

(2) 区民参加を容易にするため、地域ごとの情報やわかりやすい情報を提供するなど、つねに情報を提供する方法の改善につとめる。

(3) 区民相互の交流と情報の交換に便宜をはかる。

## 第2 区民自治の展開

### 1 区民主体による地域社会づくりをすすめる

- (1) 区民一人ひとりが、みずからのまちはみずからがつくるという自覚をもって協力し、連帯するところに、まちづくりの第一歩がはじまる。区民と区は、学校区などを基盤とする自由で連帯感のある地域社会の建設につとめ、それらを基礎にしてまとまりのあるまちをつくる。
- (2) 区は、地域社会づくりのための条件をととのえる。その施設づくりや運営は区民参加によって行う。
- (3) 地域社会での区民活動こそは、区政の源泉である。区民は、みずからの生活の本拠であるこの地域社会の中で、たがいに協力して生活環境を防衛し、住みがいのあるまちづくりをすすめる。

### 2 区民のボランティア活動（自発的奉仕活動）をすすめる

- (1) 区民による自治は、日々の生活の中で、区民が自発的に行動し、住みよい人間的環境をつくり出していくことによって実現される。

(2) 区民は、人間性の尊重と相互扶助の精神にもとづき、ボランティア活動をすすめる。

(3) 区民のボランティア活動に必要な情報、学習の機会、および活動の場を提供し、つねにこれを援助する。

### 3 区民参加を定着させる

(1) 区民と区は、参加と運動によって自治権の拡充に成功した区民の実績にもとづき、議会制民主主義のもとで、区民参加による区政をおしすすめる。さらに、すべての区民が区政に参加できるよう積極的に努力する。

(2) 区民の創意とエネルギーが区政に生かされるよう、区政のそれぞれの段階で、それぞれの課題に応じた多様な形態の区政参加をすすめる。

(3) 区民誰もが区政に積極的に参加できるよう、つねに情報と機会と手段を提供して、区民参加のあり方を探求し、その定着化につとめる。

(4) 区民は、区民自治による区政の建設こそが、民主政治の原点であることを認識し、自治と参加と連帯によるまちづくりをすすめる。